

アゼルバイジャンでの加工貿易

アゼルバイジャンでは、加工貿易を前提とした貨物等の輸入に際し、輸入関税や付加価値税等に関する減免措置が定められています。御参考までに、概要を共有致します。

アゼルバイジャン共和国の保税区域(Bonded Area)を活用した加工貿易を前提として、貨物等を輸入する際、輸入関税を含め、国内で課される各種税金は免除されます。ただし、畜産業や植物栽培、天然資源の採掘、電子媒体や情報の複製、発電、加工の過程で使用される資機材等については各種税金の減免対象外です。

加工貿易を前提とした輸入貨物に対する免税を受けるには、(1)国家税関委員会の管轄区域内において加工がなされること、(2)国家税関委員会が加工プロセスの監視を行えること、(3)同減免措置が適用されることで国内産業の利益が損なわれないこと、が条件となっています。

なお、アゼルバイジャン国内で貨物を留め置ける期間は最長 2 年間で、この期間内に加工品の輸出に加え、産業廃棄物処理も完了させる必要があります。条件を満たせば、国家税関委員会の判断により当該期間が 1 年間延長される場合もあります。なお、この期間に輸出作業等が完了しない場合、優遇措置の適用は取り消され、通常通りの課税がなされます。

同優遇措置を享受するには、国家税関委員会へ必要資料を提出する必要があります。主な必要情報は、法人または個人事業主の納税者番号、品名、品名コード、数量、価格、加工方法、加工に要する期間等に加え、産業廃棄物が発生する場合、これについても事前情報の提示が必要です。

詳細については、以下の関係 HP をご確認ください。

- アゼルバイジャンの関税法

https://customs.gov.az/modules/law/lawfolder/2/FILE_9C810F-95D131-978C6F-3020DF-4C158C-A8D5AF.pdf

- 2014 年 1 月 14 日付内閣府令「貨物の国内加工特別通関手続きに関する規制」(アゼルバイジャン語)

<http://www.e-qanun.az/framework/26861>

- 国家税関委員会ウェブサイト

<https://customs.gov.az/en/>

(以上)